



# 鳥取県公報

平成 24 年 9 月 21 日 (金)  
号外第 8 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 人委規則	国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則 (17) (給与課) . . . . . 2
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (18) (〃) . . . . . 5

# 人事委員会規則

国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成24年9月21日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第17号

国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第2号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。)、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者</p> <p>(4) 略</p>	<p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第2号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。)、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者</p> <p>(4) 略</p>

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人)</p> <p>第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人(前号に掲げる法人を除く。)</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人)</p> <p>第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人(前号に掲げる法人及び郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。)</p> <p>(3)～(5) 略</p>
--	--

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。)その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。)その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第4条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p>

<p>4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人及び同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）に使用される者</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>5～7 略</p>	<p>4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人及び同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。）に使用される者</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>5～7 略</p>
---	---

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第5条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（年次有給休暇の日数）</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人及び同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）に使用される者</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>5～7 略</p>	<p>（年次有給休暇の日数）</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人及び同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人及び<u>郵政民営化法（平成17年法律第97号）第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社</u>を除く。）に使用される者</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>5～7 略</p>

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9月21日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第18号**

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事</p> <p>(12)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導、<u>教員の人事又は高等特別支援学校の設置準備</u>を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事</p> <p>(12)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導、<u>教員の人事又は高等特別支援学校の設置準備</u>を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係</p>

<p>当する者に限る。)及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長(文化財の保護を担当する者に限る。)及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長(体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。)及び指導主事</p> <p>(13)～(19) 略</p> <p>4 略</p>	<p>長(社会教育又は学校教育を担当する者に限る。)及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長(文化財の保護を担当する者に限る。)及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長(体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。)及び指導主事</p> <p>(13)～(19) 略</p> <p>4 略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。